

令和3年 11月 24日 開会

令和3年 11月 24日 閉会

令和3年（2021年）第5回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和3年（2021年）第5回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和3年11月24日（水曜日）

令和3年(2021年)第5回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和3年11月24日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

不応招議員

11番	近澤チヅル	14番	東 清剛
-----	-------	-----	------

令和3年第5回紀北町議会臨時会議事日程 令和3年11月24日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第65号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
第 5	報告第5号 専決処分の報告について
	閉 会

令和3年（2021年）第5回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和3年11月24日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年11月24日（水）

出席議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

欠席議員

11番	近澤チヅル	14番	東 清剛
-----	-------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
企画課長	玉本 真也	税務課長	直江 仁
福祉保健課長	宮地 浩	商工観光課長	玉津 裕一
海山総合支所長	森岡 純司	教育長	中井 克佳
学校教育課長	世古 基樹		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	直江 和哉
書記	久保 有謙	書記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

2番 田島明良	3番 柴田洋巳
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第5回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても、感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台や傍聴席等の飛沫対策、休憩時の換気を行いますのでご了承ください。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分お気をつけいただきますようお願い申し上げます。

なお、傍聴者においてもご同様でございますので、協力のほどをお願いいたします。

瀧本攻議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、11番、近澤チヅル君、14番、東清剛君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野隆志議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年第5回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年11月24日（水曜日）、午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第65号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第7号)

第5 報告第5号 専決処分の報告について

以上でございます。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 田島明良君

3番 柴田洋巳君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第 3

瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

初めに、議員の異動についてであります。去る10月26日に告示された町長選挙において、宮地忍君が候補者として届出されたことにより、公職選挙法の規定により、届出と同時に議員を失職しております。したがって、現在の議員数は15名となっております。また、失職に伴う議席についてであります。1番については欠番とすることにしますので、ご了承ください。

去る11月17日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。

本臨時会の招集に当たり付議された事件は、補正予算が1件と報告案件が1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計の令和3年度8月分と9月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上壽一町長はじめ中場幹副町長、中井克佳教育長及び議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4

瀧本攻議長

これより議案の審議に入ります。

日程第 4 議案第65号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

お諮りいたします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日としたことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る10月31日の選挙におきまして町民の皆様からの負託を受けまして、町政4期目を担わせていただくことになりました。紀北町長として、初心に立ち返り、町政の発展のため全力で諸課題に取り組む所存でございます。議員の皆様方には、引き続きご指導とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、私の所信につきましては、12月定例会におきまして表明をさせていただく所存でございます。

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第65号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第7号)ではありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,603万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億9,790万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、内容の説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第65号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度 紀北町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度 紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ2,603万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億9,790万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出

紀北町長 尾上 壽一

今回の内容につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補正で、内容につきましては、新規事業2事業、財源更正が8事業でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は、2,274万9,000円を増額するものでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、328万7,000円を増額で、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰入れするものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、480万6,000円を増額し、5億8,888万2,000円とするものでございますが、安全衛生管理及び職員福利厚生事業で、来庁者等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うものでございます。

第2目・文書広報費は、一般広報・広聴事業で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正によるものでございます。

この後からは、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正」は「臨時交付金への財源更正」と説明させていただきます。

第5目・財産管理費は、2,069万1,000円を増額し、6億4,156万5,000円とするものでございますが、基金管理事業で、新型コロナウイルス感染症の経済対策の財源として、財源更正分を財政調整基金に積立てを行うものでございます。

第6目・企画費は、53万9,000円を増額し、1億6,733万2,000円とするものでございますが、企画総合事業が伊勢鉄道への沿線市町の支援負担金で、地方バス運行対策事業は臨時交付金への財源更正でございます。

8ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は税務一般事務事業で、臨時交付金への財源更正でございます。

9ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は予防接種事業で、臨時交付金への財源更正でございます。

10ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費はがんばろう商品券事業で、通常分の増額による財源更正でございます。

第2目・商工業振興費はふれあい広場マンドロ管理事業で、臨時交付金への財源更正でございます。

11ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費は小学校教育コンピュータ整備事業で、臨時交付金への財源更正でございます。

12ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は中学校教育コンピュータ整備事業で、臨時交付金への財源更正でございます。

以上で、議案第65号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第65号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、報告案件に入ります。

日程第5 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

議案につきましては、ご可決をいただきまして誠にありがとうございました。

引き続きまして、1件の報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。令和3年8月18日午前10時頃、県道須賀利港相賀停車場線上において、職員の運転する公用車が反対車線側の空き地へ右折しようとした際に、後方から来た相手方車両と接触し、車両を損傷させる事故が発生いたしました。

この事故につきまして、本年11月4日、損害賠償額を11万5,753円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上1件の報告につきまして、今後このような事故が発生しないよう、引き続き事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

以上で報告案件についての説明を終わります。

本件は地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分であることから、質疑を行わないとされていますが、ただいまの説明において内容について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許したいと思います。

それでは、発言される方はございませんか。

15番、平野隆久君。

15番 平野隆久議員

2点ほどお伺いいたします。

この発生原因となる事実の中で、反対車線の空き地へ右折して入ろうとした際にとあるのですけれども、全体を見ると右折する意思があったみたいなのですけれども、このとき右折のウインカーは出していなかったのか。

もう一点、左側、路肩に寄せて減速をしたためとありますけれども、これも右へ右折する意思があったのになぜ左側へ寄せたのか、この2点についての説明を求めます。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

ウインカーに関しましては、本人のほうでは出していたようにも思うし、出していなかったかも分からないと。それで、後方を走られていた方につきましては、ウインカーは出ていなかったというようなお話でございます。

それから、左側の路肩に寄せたのは、空き地に、右側の、反対車線側にある空き地に入るために少し大回りをして入ろうとして、左側に寄せて曲がったと。それで、後方を走ってくる車に気づかずに、後方を走ってきた車はそのまま直進してきましたので、接触したということでございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今、総務課長の説明では、まずウインカーですね。本人は出していたか出していなかったか分からなかったということで、追い抜くほうは出していなかったという確認をしていたということなんですけれども、これは裁判官じゃないんで分かりませんが、流れから見て、賠償責任が出ていますんで、基本的には出していなかったのかなというふうに思われます。

その点については、やはり右折する場合はウインカーを事前に出すということが義務づけられていますので、ここら辺は本人が出していた、出していなかったということじゃなくて、やっぱり出したよという確認、本人の意識が少なかったのかなという気がしますので、今後やはりウインカーをきちっと右折するときは出すと。

それとあと、左側車線に寄って大回りするという説明だったのですけれども、これも基本的にウインカーを出してしましたらこういう事故は起こらなかったと思いますので、この点について、今後こういう事故が再度起こらないように、きちっと職員には町長からも通達して、意識を持ってウインカーを出して曲がるということをお願いしたいと思います。その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりで、うっかりでは済まないものでございます、事故は。今回、人身的なものがなかったんで幸いではございますが、本人を呼び出しまして注意もさせていただきました。

そして、総務課のほうからも職員の皆さんにはしっかりそういう、今議員がおっしゃったような全てのこと、交通法規を守ること、そういったことをしっかりと伝えてあります。また、本人には一定の、ちょっとそういう、何て言う……本人にはしっかり伝えて、反省をさせておりますので、よろしく願い申し上げます。

瀧本攻議長

ほかに発言される方。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今の関連なのですけれども、これは自治法の180条第1項の規定によりということ、前々から私、以前この質問をさせていただいたのですけれども、まず金額が100万円以上になると議決権が必要になると、それ以下だったら報告だけでいいということだったら、私は、前も言ったのですけれども、今のこの事実ですね。事実は文言だけで書いてあるけれども、これは警察に当然届けてあるのでしょうか。あるのだったら、その事故比率とかいろんなものも保険会社との間でも出ていると思うのですね、もう金額が出ているということは。それが、事故比率は何対何だったのかというぐらい、報告するのだったらしていただきたい。それで我々もどっちがいいか悪いかと分かるのですよね。

先ほどのウインカーの件一つとっても、運転手は曖昧、それで、調べる課長の答弁もきちんとそこは把握していない。これでは報告理由もちょっと薄れるのじゃないかなと。そして、誰がやったかどうかということもしないのだったら、私はこの180条の第1項の規定をちょっと読んでいただきたいのだけれども、もうこれ、報告義務から削除して、それで、100万円以上の議決権が要ることに対して報告したらどうかと。

当然、ここまでするのだったら名前も載せて、運転手は誰だった、職員は誰だったかということぐらいもするのだったらいいけれども、この報告だけで金額的なものの中でするんだったら、報告するあれはいいのじゃないかなと思うのですけれども、そこはどうですか。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

すみません、私の説明、ちょっと不足していたところがございます。

本人はウインカーを出したというふうには言われておるんですが、右折を、右に曲がる際に左に一旦切って曲がっていますので、その際にウインカーが外れたという可能性がございます。

ますので、はっきりしない部分があるということでございます。

それとあと、過失割合で……

(「専決」と呼ぶ者あり)

上野和彦総務課長

専決につきましては、100万円未満については議会に報告するということになっておりまして、これは地方自治法で、専決したものについては議会のほうに報告しなければならないという規定になっておりますので、金額によらずに専決したものについては報告義務が発生するというところでございます。

あと、過失割合、責任割合ですね。これは、町側のほうの職員のほうの割合が85%、相手方は15%ということでございます。

瀧本攻議長

上野課長、お名前の点もあつたんですけれども、その辺の答弁を。

上野課長。

上野和彦総務課長

職員の名簿につきましては、町の条例におきまして、懲戒処分の基準によって、その処分に基づいて公表するという公表基準を定めております。

今回の場合は懲戒処分に当たらないため、名前の公表等については差し控えさせていただくということで対応させていただいております。

以上です。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

専決処分のことに対して、180条の第1項ですね。ちょっと先ほどあれやったら読んでいただけないかということも1点申したのだけれども。

そして、警察に届けているのだったら、ここを見て、事故状況の図面ですね。当然、保険会社と話をするときはそれを提出していると思うので、そういう我々にも簡単に分かるような、文言だけじゃなくて資料を出していただきたいと。

それで、先ほど町長言われたように、課長が言ったように、金額の100万円と言われたけれども、100万円以下はあくまでも報告しなければならないというところの文言のところをちょっとあれしてもって、それで、これは町の中において、別にどうしてもそれは報告しな

ければならないのかということとは強制づけられているのですか。それは、それなら何のために報告しなければならないかということなのか、ちょっと聞かせてください。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

地方自治法の第180条でございますが、「地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」、第2項におきまして、「前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。」となっております。

これは、事故等にかかわらず、専決処分したということに対してはこういう取扱いをするということが地方自治法で定められております。

以上でございます。

瀧本攻議長

あの、課長。

(「議長、もう一回いい」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

いいです。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

課長、その専決処分には、交通事故にかかわらずとなっておりますよね、今、答弁は。そうでしょう。それなら、その金額は、金額がどうのことじゃなくて、報告をしなければいけないということなのですよ、全体に。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

議会の議決が必要な地方自治法の96条で定めた事項に関して、軽易なものにつきましては専決することができる。例えば、予算につきましても専決をさせていただく場合もございます。こういった専決処分をした場合には議会に報告すると。

ただ、交通事故に関しては、100万円未満については軽易なもの扱いで専決処分の対象にしているということでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

中場幹副町長。

中場幹副町長

少しご説明をさせていただきます。

今、私持っておりますのは町の例規集でございますが、この中に町長の専決事項の指定についてという項目がございます。読ませていただきます。

紀北町議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分事項に指定するということになっておりまして、その一つに100万円以下の損害賠償に関することという規定がございます。この規定で専決処分をさせていただいておるといふことでございます。

以上でございます。

(「ちょっと違うな。ちょっと違うような気がするな。ちょっといいですか、議事進行で」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

いいですよ。

12番 入江康仁議員

私、100万円以上というのは議決が要るよということは180条の自治法の1項で分かっているのですよ。だから、小さい金額、100万円以下の専決処分には、私は交通事故のことに關して問い合わせたけれども、課長は交通事故以外にもと言うたから、どのような専決を今までやった事例もあるのか、そこを聞きたいわけよ、それなら。

それで、これに対しての図面が出せるのか、事故内容のね。そういうところだけ答弁していただいたらいいです。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、すみません、答弁が不足していました。

議員必携にも、町長が専決できることということで、例えば議会を開くいとまがないときとか、例えば税なんかで、そういうことでしてありますので、その部分では損害賠償のみな

らず、そういう専決をさせてもらうときがあります。そしてまた、それはどういう専決をしたかという報告を下さいとなっていますので、そういう話でオーケーですね。

それとあと、図面とかそういう話、勘違いでしゃべるときがありますのでね。図面とかの話なのですが、図面とか責任割合については次回から、簡単なペーパーになると思うのですが、事故状況の図とかそういうのを提出させて、報告案件の前に報告させていただきます。

瀧本攻議長

課長、あるでしょう、図面。用意していますもので。町長は次回からと言うていたけれども、私から、配ったってください。

(「我々が持っている図面の資料を」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

後で。また来月しときますで。

ほかに発言される方ありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で発言を打ち切ります。

報告第5号については、聞きおくことといたします。

瀧本攻議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第5回紀北町臨時議会を閉会いたします。

(午前 10時 02分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 1月 19日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 田島明良

紀北町議会議員 柴田洋巳